

【記載例 5】

## 関連会社から主任技術者を選任する理由書

当事業場は受電（連系）電圧〇V、最大電力（出力）〇kWの製造工場（太陽電池発電所）である。このような事業規模であるため、電気主任技術者免状を有する者の採用が困難で、やむを得ず関連会社（資本出資〇〇%、役員の派遣〇〇%）である〇〇株式会社〇〇工場に勤務し、電気保安に関し経験の深い〇〇〇〇を選任することとしたい。

総株主の議決権の過半数を有する、資本金・役員の比率が過半数を超える等、財務及び事業の方針の決定の支配関係のある親・子・兄弟会社

（通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」 6.（1）

②）（主任技術者を選任できる会社間の関係性）

